

よくある質問と回答

Q1. 対象児童はいつからいつまでに生まれた児童ですか。

A1. 平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子どもが対象児童となり得ます。令和8年4月1日以降に生まれた場合は、支給対象になりません。

Q2. 最近引っ越しましたが、転入前と転出後のどちらの市区町村から支給されますか。

A2. 令和7年9月分（9月出生の児童にあっては、令和7年10月分）の児童手当を支給した市区町村から支給されます。

児童手当の受給者が、令和7年8月31日までに新座市に転入された場合は新座市から支給となり、令和7年9月1日以降に新座市に転入された場合は転入前の市区町村から支給となります。

なお、令和7年9月1日以降に生まれた子どもについては、出生後最初の児童手当の認定を行った市区町村から支給します。

Q3. 令和7年9月1日以降に出国しており、平成19年4月2日から令和7年9月30日までに生まれた児童は、支給対象児童となりますか。

A3. 令和7年9月分の児童手当の受給者については、物価高対応子育て応援手当の支給対象となります。

現在、世帯全員で国外に転出されている場合でも、令和7年9月分（9月出生の児童にあっては、令和7年10月分）の児童手当を新座市から受給していた世帯は、申請していただくことにより、物価高対応子育て応援手当の支給対象となります。

振込口座については、原則として支給対象者名義の国内の口座（児童手当の振込口座等）に限ります（非居住者口座は、指定いただけません。）。また、支給決定通知書の送付はありません。

Q4. 令和7年10月1日以降に国外から新座市に転入しており、平成19年4月2日から令和7年9月30日までに生まれた児童を養育しています。物価高対応子育て応援手当の対象児童となりますか。

A4. 令和7年9月30日時点で新座市に住民登録をしていなければ支給対象となりません。

Q5. 支給対象者が死亡した場合は、物価高対応子育て応援手当は支給されますか。

A5. 現時点の児童手当の受給者が支給を受けることとなりますが、問合せ先にご確認ください。

Q 6. 配偶者やその他親族からのDVにより、子どもと一緒に避難していますが、物価高対応子育て応援手当は支給されますか。

A 6. 新座市でDV避難による児童手当受給者の変更手続きを行っている場合は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができます場合がありますので、お早目に問合せ先にご相談ください。

Q 7. 離婚又は離婚調停中等により配偶者と別居をしていますが、物価高対応子育て応援手当は支給されますか。

A 7. 離婚（離婚調停中等を含む。）により、令和7年10月分以降の児童手当の受給者変更手続きを行っている場合は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができます場合がありますので、お早目に問合せ先にご相談ください。

Q 8. ネット銀行を使用しているため、通帳やキャッシュカードがありません。振込先口座情報が分かるものは、何を用意すればよいですか。

A 8. 各銀行のマイページ等で、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の画像等を印刷してください。

Q 9. 申請者（請求者）以外の口座に振り込むことはできますか。

A 9. 児童手当の受給者以外の口座へ振り込むことはできません。

Q 10. 物価高対応子育て応援手当が支給された場合、振り込まれたことを知らせる通知は届きますか。

A 10. 振込通知はお送りしていません。通帳等で入金を確認してください。

Q 11. 令和7年2月1日に第2子が生まれました。児童手当は、公務員である父が受給しています。申請は必要ですか。

A 11. 申請が必要です。所属庁から児童手当の受給者であることが証明された「物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（様式第3号）」を受け取り、令和8年3月31日までに申請してください。令和8年3月中に出生した児童にあっては、令和8年4月30日までに申請してください。

Q 12. 新たに生まれた子どもと上の子どもの物価高対応子育て応援手当は、一緒に支給されますか。

A 12. 児童ごとに支給日が異なる場合があります。